

モビリティ変革コンソーシアム規約

平成29年9月5日制定

平成30年6月1日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、「モビリティ変革コンソーシアム」と称する。(英文名：
Mobility Innovation Consortium、略称：MIC、以下、「本コンソーシアム」という)

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 少子高齢化や、地球環境問題といった社会問題から公共交通のあり方が問われている。また、IoTやビッグデータ、AIを中心に今後技術革新は加速度的に進むことが予測される。

このような背景を踏まえて、公共交通全体に目を向けて、現在及び将来に向けた課題を捉え、これまで培ってきた公共交通技術の蓄積と併せて、従来の枠組みを超えた全く新しいモビリティ革命をオープンイノベーションで推進していくことを目的とする。

(事業)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、以下の事業を行うものとする。

- (1) モビリティ革命推進に向けた情報の収集・発信
- (2) 公共交通に関する社会ニーズの集約
- (3) 公共交通に資する技術シーズの集約
- (4) モビリティ革命を推進する為の実証実験の実施
- (5) モビリティ革命を推進する為の検証用アプリ等の開発
- (6) その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

第3章 ステアリングコミッティメンバー

(種類、定数及び選出)

第4条 本コンソーシアムは、ステアリングコミッティ委員長1名、ステアリングコミッティ委員10名程度、及び事務局長を置く。

- 2 ステアリングコミッティ委員長は、東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東日本」という。）が選任する。
- 3 ステアリングコミッティ委員は、ステアリングコミッティ委員長が選任する。
- 4 事務局長は JR 東日本が選任する。

（職務）

第5条 ステアリングコミッティ委員長は、本コンソーシアムを代表し、業務を統轄する。

- 2 ステアリングコミッティ委員は、ステアリングコミッティの構成員として、本コンソーシアムの運営に関する重要事項について審議する。
- 3 事務局長は、事務局を統轄するとともに、ステアリングコミッティの構成員となり、必要に応じてステアリングコミッティ委員長の職務を代行する。

（任期）

第6条 ステアリングコミッティ委員長及びステアリングコミッティ委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後、新たに委員長及び委員が選任されるまでは引き続きその職務を行う。

- 2 ステアリングコミッティ委員長及びステアリングコミッティ委員に辞任すべき事由が生じた場合は、ステアリングコミッティ委員長は事務局長に、ステアリングコミッティ委員はステアリングコミッティ委員長に、それぞれ届け出るものとし、その日付をもって本コンソーシアムの役職を辞任したものとする。

（後任）

第7条 前条第2項に基づきステアリングコミッティ委員が辞任した場合、当該委員の本コンソーシアムにおける役職を継承させるため、当該企業又は団体に属する者を当該委員の後任者とするを基本とする。なお、当該後任者がステアリングコミッティ委員に選任された場合の任期は、辞任した前任委員の残任期間とする。

第4章 会員

（対象）

第8条 本コンソーシアムの会員はモビリティ革命の推進に関連し、その提言、実証実験等を通じて、公共交通の発展に貢献する意思のある企業、団体等とし、原則個人を対象としない。

ただし、ステアリングコミッティ委員長及びステアリングコミッティ委員はその性質上この限りではないものとする。

(種別)

第9条 会員は、企業会員、学会会員、公的会員及び個人会員で構成される。

- 2 企業会員とは、会員のうち、国内外の企業として参加している会員をいう。
- 3 学会会員とは、会員のうち、大学、研究機関等として参加している会員をいう。
- 4 公的会員とは、会員のうち、行政、地方自治体として参加している会員をいう。
- 5 個人会員とは、ステアリングコミッティ委員長及びステアリングコミッティ委員に選任された個人をいう。
- 6 会員は、運営会員と一般会員に種別化されるものとする。運営会員とは個人会員及びワーキンググループ会員をいう。
- 7 ワーキンググループ会員は、会員のうちワーキンググループの構成員として参加する会員をいう。尚、ワーキンググループ会員は、国内外における各種の事業実績等を踏まえてステアリングコミッティで承認される。ワーキンググループ会員は本コンソーシアムから情報及び資料の提供等の便益を受けることができる。
- 8 一般会員は、会員のうち運営会員を除く会員を指し、ステアリングコミッティが定めた勉強会、会議等への参加を通して本コンソーシアムから情報及び資料の提供などの便益を受けることができる。
- 9 会員は、本コンソーシアムの事業活動について、ステアリングコミッティに対して要望を提案することができる。

(会員の義務)

第10条 会員は本規約及びステアリングコミッティの決議事項を遵守しなければならない。

2 会員は会員資格に基づいて取得した一切の情報を、第2条に定める目的以外に使用してはならず、会員以外の第三者に対して開示又は漏洩しないものとする。ただし、ステアリングコミッティによる審議の上承認を得た場合についてはこの限りではない。

(入会及び会員資格)

第11条 入会を希望するものは、入会申込書を委員長に提出する若しくは本コンソーシアムのホームページから申し込む方法で、入会申込みを行うこととする。

- 2 会員の入会はステアリングコミッティの議決をもって承認される。但し、入会申込み後、ステアリングコミッティによる承認までの間は、事務局長の承認により「仮会員」としてステアリングコミッティが別途定めた会議等に出席・傍聴することができる。
- 3 会員資格は事業年度毎に自動更新される。

(退会・除名)

第12条 退会を希望する会員は、退会申請書を委員長に提出することで退会することができる。

- 2 会員が会費を納入せず、督促後なお会費を納入しない場合は、当該前年度末をもって退会したものとみなす。
- 3 加入する企業、団体等が解散した場合又は個人会員が死亡もしくはステアリングコミッティ委員長若しくはステアリングコミッティ委員を辞任した場合は、当該日をもって退会したものとす。
- 4 本規約を遵守しないとき又は本コンソーシアムの名誉を棄損する行為があったとき若しくは次の各号に該当すると認められるときは、当該会員を退会させることができる。
 - (1) 会員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき又は会員の役員及び従業員等が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員、以下同じ）であるとき
 - (2) 会員並びに会員の役員及び従業員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 会員並びに会員の役員及び従業員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 会員並びに会員の役員及び従業員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 5 その他、ステアリングコミッティが会員として不適格と認めた場合は、会員はその日をもって退会したものとす。

第5章 組織

(総会)

第13条 総会はステアリングコミッティ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は原則として年1回開催し、事業計画及び事業報告などについて報告を行う。

(ステアリングコミッティ)

第14条 ステアリングコミッティは、ステアリングコミッティ委員長、ステアリングコミッティ委員及び事務局長をもって構成される。

- 2 ステアリングコミッティは、四半期に一度程度、ステアリングコミッティ委員長又は事務局長が招集し、ステアリングコミッティ委員長又は事務局長がその議長となる。
- 3 ステアリングコミッティは、本コンソーシアムの事業計画、事業報告、ワーキンググループの設置・解散、会員からの提案等、運営に関する重要な事項を審議決定する。
- 4 ステアリングコミッティは、ステアリングコミッティの全構成員の過半数の出席をもって成立する。その際、代理出席又は委任状による出席を妨げない。

- 5 委員長又は事務局長の発意により、書面または電子メールによるステアリングコミッティを開催することができる。この場合、ステアリングコミッティの構成員からの回答をもって出席とみなし、全構成員からの回答をもって、書面または電子メールによるステアリングコミッティは成立するものとする。書面または電子メールによるステアリングコミッティにおいても、通常のステアリングコミッティ同様、議決を取ることができる。
- 6 ステアリングコミッティの議決は出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

(ワーキンググループ)

第 15 条 本コンソーシアムは、必要に応じてワーキンググループを設置及び廃止することができる。ワーキンググループはステアリングコミッティの決定によって設置及び廃止される。

- 2 ワーキンググループは、それらの目的に対して意欲ある運営会員から構成される。
- 3 各ワーキンググループに所属する会員の資格及びその承認はステアリングコミッティで決定する。
- 4 ワーキンググループは原則 1 年を期間として活動し、ステアリングコミッティの承認をもって期間を延長できるものとする。
- 5 各ワーキンググループは必要によりステアリングコミッティの承認をもってワーキンググループ毎に規約を定めることができることとする。

(サブワーキンググループ)

第 16 条 各ワーキンググループにおいては、必要に応じ、ステアリングコミッティの承認により、サブワーキンググループ等を設置及び廃止することができる。

- 2 サブワーキンググループは、ワーキンググループの管理のもと、各実証活動や調査活動を行う。
- 3 サブワーキンググループでは、サブワーキンググループ参加会員からの提案があり、各ワーキンググループの事務局によって参加必要性が認められれば、モビリティ変革コンソーシアムの会員でない企業・団体等であっても、その会員の管理のもと、実証活動に参加できるものとする。ただし、コンソーシアムの会員でない企業・団体等が参加できるのは、その参加が認められたサブワーキンググループの実証活動のみとし、当該サブワーキンググループ以外の総会、ステアリングコミッティ、勉強会、ワーキンググループ会議等の各種会議には原則参加できないものとする。非会員に対しては、会員との NDA 等の締結を通じて本規約第 10 条を準用させることとする。

(アイデアソン・ハッカソン)

第 17 条 本コンソーシアムは、必要に応じてアイデアソン・ハッカソンを開催することができる。アイデアソン・ハッカソンはステアリングコミッティの決定によって開催される。

- 2 アイデアソン・ハッカソンの企画・運営は、それらの目的に対して意欲ある運営会員により行う。
- 3 アイデアソン・ハッカソンを企画・運営する運営会員はステアリングコミッティの承認により決定する。
- 4 アイデアソン・ハッカソンに関わる運営会員は必要によりステアリングコミッティの承認をもって規約を定めることができる。

(テーマ勉強会)

第 18 条 本コンソーシアムは四半期に一度程度、本コンソーシアムの理念を実現するために必要と考えられる技術等を対象にテーマ勉強会を開催する。

- 2 テーマ勉強会は本コンソーシアムの事務局が運営を行う。
- 3 テーマ勉強会は当該テーマに関心のある会員が参加することができるが、会場の都合上参加者制限を設けることがある。

(事務局)

第 19 条 事務局は、J R 東日本が選任する事務局長と数名の事務局員により構成され、本規約に則って、本コンソーシアムの業務を遂行するものとする。

- 2 事務局運営に関する必要な事項はステアリングコミッティの決議にて決定する。
- 3 第 1 項によらず、本コンソーシアムは第 15 条に規定するワーキンググループ毎にも専属の事務局を設ける。
- 4 第 1 項に規定する事務局と、前項に規定する事務局は相互に連携をとり、ステアリングコミッティ及び総会の運営を推進する。

(情報の伝達・個人情報の保護・秘密保持)

第 20 条 本コンソーシアムは各種伝達手段により、会員へ本コンソーシアムの活動状況を伝達する。

- 2 本コンソーシアムは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第 6 章 運営

(運営年度)

第 21 条 本コンソーシアムの運営年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会費)

第 22 条 会員は毎年度本コンソーシアムが別途定める額を納入する。

- 2 会員は、当該運営年度の会員種別に応じた会費を納入しなければならない。

- 3 会費の月割り計算は行わず、既に納入した会費は返還しない。
- 4 会費の請求・管理など会費に係る事務については、事務局が行うこととする。

(運営計画)

第 23 条 本コンソーシアムの運営計画は、毎運営年度開始の日から 3 カ月以内にステアリングコミッティの承認を受けなければならない。

- 2 第 1 項の規定によるステアリングコミッティの承認を得た運営計画を変更する場合は、ステアリングコミッティで決議する。

(活動報告)

第 24 条 本コンソーシアム及び会員が外部に本コンソーシアムの活動を報告する場合は、ステアリングコミッティの承認を受けなければならない。

第 7 章 その他

(規約の改正)

第 25 条 本規約は、ステアリングコミッティの決議により改正することができる。

(解散)

第 26 条 本コンソーシアムはステアリングコミッティの決議により解散することができる。

- 2 本コンソーシアムは、ステアリングコミッティによる延長の決議が無い場合は、設立の日の 5 年後の年度末をもって解散することとする。尚、延長の決議がなされた際は、延長の期間もしくは期限を明示することとする。
- 3 解散した場合、残余財産はステアリングコミッティの決議に従い処分する。

(実施細則)

第 27 条 本規約の実施に際して必要な事項は、ステアリングコミッティの議決を経てステアリングコミッティ委員長が別に定める。

附則

- 1 本規約は、本コンソーシアム設立の日（平成 29 年 9 月 5 日）から施行する。
- 2 平成 30 年 6 月 1 日より、本改定版を施行する。

(別表)

モビリティ変革コンソーシアム年会費一覧

原則として会費を下表のとおりとさせていただきます。

会員種別	組織区分	年会費（税抜）
運営会員（ワーキンググループ会員）	企業会員	400,000 円
	学会会員	無料
一般会員	企業会員	100,000 円
	学会会員	無料

※個人会員は除きます。